

平成 2 4 年 度

越前市財政健全化判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 127 号

平成 25 年 8 月 22 日

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 赤 川 廣 喜

同 増 田 仁 視

同 西 野 与 五 郎

平成 2 4 年度越前市財政健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 4 年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

# 目 次

第1 審査の対象.....	1
第2 審査の期間.....	2
第3 審査の方法.....	2
第4 審査の結果.....	2
1 審査意見.....	2
2 財政健全化判断比率等の分析等.....	3
(1) 財政健全化判断比率.....	4
ア 実質赤字比率について.....	4
イ 連結実質赤字比率について.....	5
ウ 実質公債費比率について.....	6
エ 将来負担比率について.....	7
(2) 資金不足比率.....	8
(3) 参考資料.....	9

## 注 記

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。

## 平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

### 第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計等

区分・会計名等			実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 費 比 率 公 債	将 来 負 担 率	資 金 不 足 率	
一般会計等	一 般 会 計		↕	↑	↑	↑		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	介護保険特別会計		↑	↑	↑		
		後期高齢者医療特別会計		↑	↑	↑		
		国民健康保険特別会計		↑	↑	↑		
	公営企業会計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第37条の事業)	法適用	水道事業会計		↑	↑	↑	↑
			工業用水道事業会計		↑	↑	↑	↑
		法非適用	簡易水道事業特別会計		↓	↓	↓	↓
			下水道特別会計		↓	↓	↓	↓
			今立工業団地事業特別会計		↓	↓	↓	↓
一 部 事 務 組 合								
土地開発公社及び第三セクター等								

24年度の対象会計は、一般会計等は一般会計のみであり、公営事業会計は、8会計である。

## 第2 審査の期間

平成25年8月1日から平成25年8月20日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しており、関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析等は、次のとおりである。

### 1 審査意見

平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており、財政状況が著しく悪化している状況にはなく、財政の健全性は保たれている。

一般会計の実質収支額については、法人市民税や固定資産税、普通交付税等の減により前年度より減少したが、公営事業会計の実質収支額の増により、連結実質収支額については、増加となっている。

実質公債費比率については、地方債の元利償還金は9,594万9千円増加しているが、準元利償還金は8,391万6千円の減、都市計画税等の特定財源は4,718万8千円減少している。また、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が1億3,891万9千円の増、標準財政規模が6億3,033万8千円の増加により、実質公債費比率は11.8%となり0.6ポイント改善している。しかし、市債現在高は増加傾向にある。市債については、普通債の新規発行を抑制し、低金利借換えを実施するとともに、合併特例債や臨時財政対策債など後年度交付税措置のある市債発行等に努め、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、さらに市全体の発行額を抑制し、プライマリーバランスの均衡を図らねばならない。なお、実質公債費比率の福井県内市町等の状況（平成23年度）は、巻末参考資料のとおりである。

将来負担比率については、一般会計の市債残高は増加しているが、国営かんがい排水事業負担金などの債務負担行為に基づく支出予定額や一部事務組合等への負担見込額、退職手当負担見込額が減少したこと等により、将来負担額が減少している。また、財政調整基金等の充当可能基金や都市計画税等の充当可能特定収入は減少してい

るが、合併特例債や臨時財政対策債など交付税措置がある市債の活用により基準財政需要額算入見込額が増加したこと等により、充当可能財源が増加し、その結果、本市の将来負担比率は90.9%となり16.5ポイント改善している。なお、将来負担比率の福井県内市町等の状況（平成23年度）は、巻末参考資料のとおりである。

以上のように、24年度の実質公債費比率及び将来負担比率の数値が、前年度より改善されていることについては一定の評価をするものである。

しかしながら、東日本大震災の影響等により、経済情勢は一変し、景気の長期低迷に伴う雇用環境は厳しさを増し、地方自治体を取り巻く環境は深刻な状況が続いている。本市においても、24年度以降の大量退職者への対応や新庁舎の建設、土地開発公社の25年度解散に伴う第三セクター等改革推進債の発行などの状況も見据えながら、今回求められた比率から財政状態が健全であると楽観視せず、今後ともこれらの指標の推移には十分留意し、財政の硬直化を招くことのないよう健全財政の維持に努められたい。

## 2 財政健全化判断比率等の分析等

財政健全化判断比率等の推移

(単位:%)

健全化判断比率	24年度	23年度	22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率				12.51	20.0
連結実質赤字比率				17.51	30.0
実質公債費比率	11.8	12.4	12.7	25.0	35.0
将来負担比率	90.9	107.4	112.3	350.0	-
資金不足比率	24年度	23年度	22年度	経営健全化基準	
水道事業会計				20.0	
工業用水道事業会計					
簡易水道事業特別会計					
下水道特別会計					
農業集落排水事業特別会計	下水道特別会計へ統合	下水道特別会計へ統合			
林業集落排水事業特別会計					
今立工業団地事業特別会計					

実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、ともに赤字又は資金不足が生じていないため「」で表示

早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政(経営)健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。

財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほかに起債が許可制となる。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

## (1) 財政健全化判断比率

### ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率 (- \%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (19,663,132千円)}}$$

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

24年度の一般会計の実質収支額の算出は、歳入総額 330 億 2,774 万 2 千円から歳出総額 318 億 5,410 万 9 千円を差し引いた歳入歳出差引額 11 億 7,363 万 3 千円から、翌年度に繰り越すべき財源 1 億 7,671 万 1 千円を差し引いたもので、9 億 9,692 万 2 千円(-5.07%)の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は、「該当なし」となり、財政収支が著しく悪化している状況にはないと認められる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする実質赤字比率の早期健全化基準は、12.51%である。

標準財政規模の額は、標準税収入額等 136 億 583 万 6 千円、普通交付税額 44 億 4,639 万 5 千円、臨時財政対策債発行可能額 16 億 1,090 万 1 千円の合計 196 億 6,313 万 2 千円である。

一般会計等の実質収支額の状況は第 1 表のとおりである。また、標準財政規模の額は第 2 表のとおりである。

第 1 表 一般会計等における実質収支額

(単位:千円)

区分		年度	24 年度	23 年度	22 年度
一般会計等	一般会計		996,922	1,004,333	756,825
	霊園事業特別会計		-	-	0
	ガス事業清算特別会計		-	-	0
	合計		996,922	1,004,333	756,825

第 2 表 標準財政規模の額

(単位:千円)

区分		年度	24 年度	23 年度	22 年度
標準税収入額等			13,605,836	12,608,166	12,046,941
普通交付税額			4,446,395	4,646,620	5,076,420
臨時財政対策債発行可能額			1,610,901	1,778,008	2,253,367
合計(標準財政規模の額)			19,663,132	19,032,794	19,376,728

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率(-\%) = } \frac{\text{連結実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (19,663,132千円)}}$$

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

24年度の連結実質収支額は、25億9,263万8千円(-13.18%)の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となり、財政収支が著しく悪化している状況にはないと認められる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする連結実質赤字比率の早期健全化基準は、17.51%である。全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

連結実質収支額の算出は、一般会計等の実質収支額9億9,692万2千円に、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額9,579万3千円、公営企業会計の法適用会計の資金不足・剰余額13億3,368万9千円、同法非適用会計の資金不足・剰余額1億6,623万4千円を加えたものである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位:千円)

区分		年度	24年度	23年度	22年度	
一般会計等	小計 (A)		996,922	1,004,333	756,825	
公営事業会計	国民健康保険特別会計		13,565	13,352	101,572	
	介護保険特別会計		80,962	56,814	106,864	
	後期高齢者医療特別会計		1,266	409	3,449	
	小計 (B)		95,793	70,575	211,885	
	公営企業会計	水道事業会計		1,207,280	1,080,786	936,583
		工業用水道事業会計		126,409	148,247	141,006
		小計 (法適用) (C)		1,333,689	1,229,033	1,077,589
		簡易水道事業特別会計		11,914	11,002	10,984
		下水道特別会計		1,830	1,747	3,458
		農業集落排水事業特別会計		566	-	410
林業集落排水事業特別会計			39	-	1	
今立工業団地事業特別会計		151,885	0	0		
	小計 (法非適用) (D)		166,234	12,749	14,853	
合計 (A+B+C+D)			2,592,638	2,316,690	2,061,152	



ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率であり、前3カ年の平均値で示される。この指標が、高くなるほど財政の弾力性が低下し、その資金繰りの深刻度が増すことになる。

	(3,733,307 千円)	(1,752,881 千円)	(622,834 千円)	(3,011,766 千円)
実質公債費比率 (単年度)	$= \frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） - （特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$			
(11.11974%)	(19,663,132 千円)		(3,011,766 千円)	

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

24年度の実質公債費比率(3カ年平均)は11.8%であり、前年度より0.6ポイント改善している。(24年度単年度比率は11.12%である。)本指標の早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、公債費の財政負担が標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはないことが認められる。また、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値(平成25年度末)は16.0%以内である。実質公債費比率の内訳は第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

区分		年度	24年度	23年度	22年度
地方債の 元利償還金	公債費 (A)		3,733,307	3,637,358	3,612,872
準元利 償還金	特別会計への繰出金		928,676	857,133	843,654
	一部事務組合負担金		470,052	624,046	742,960
	公債費に準ずる債務負担行為		354,153	355,618	357,783
	小計 (B)		1,752,881	1,836,797	1,944,397
特定財源	貸付金償還金		28,197	28,386	28,401
	市営住宅使用料		79,309	77,822	76,225
	都市計画税充当可能額		515,328	563,814	446,512
	小計 (C)		622,834	670,022	551,138
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)			3,011,766	2,872,847	2,943,474
標準財政規模 (E)			19,663,132	19,032,794	19,376,728
実質公債費比率(単年度) {[(A+B) - (C+D)] / (E-D)} × 100 (%)			11.11974	11.95107	12.55173
実質公債費比率(3カ年平均)			11.8%	12.4%	12.7%

## エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率 =	将来負担額 (72,312,210千円)	-	充当可能財源等 (57,167,142千円)
(90.9%)	(標準財政規模)	-	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	(19,663,132千円)		(3,011,766千円)

審査にあたっては、次の事項を主眼として実施した。

- ・債務負担行為に基づく支出予定額が算定されているか。
- ・公営企業債等に対する繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか。
- ・退職手当負担見込額が、勤続年数別職員数、支給月額、支給率等により算定され、正確に計上されているか。
- ・都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているか。

24年度の将来負担比率は90.9%で、前年度より16.5ポイント減少し、改善が図られている。本指標の早期健全化基準は350.0%とされており、将来の市債償還などの負担額が標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはないことが認められる。また、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値は300.0%以内である。なお、将来負担比率の内訳は第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の内訳

(単位:千円)

区分	年度	24年度	23年度
将来負担額	一般会計等地方債現在高	39,567,356	39,190,443
	債務負担行為に基づく支出予定額	6,510,098	7,499,077
	公営企業債等繰入見込額	16,914,163	16,832,716
	一部事務組合等負担見込額	2,704,527	2,998,952
	退職手当負担見込額	6,616,066	7,068,313
	小計 (A)	72,312,210	73,589,501
充当可能財源等	充当可能基金(財政調整基金等)	7,826,700	8,401,107
	充当可能特定収入(都市計画税等)	8,896,208	9,357,741
	基準財政需要額算入見込額	40,444,234	38,459,628
	小計 (B)	57,167,142	56,218,476
標準財政規模 (C)		19,663,132	19,032,794
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,011,766	2,872,847
将来負担比率 { (A - B) / (C - D) } × 100 (%)		90.9	107.4

## (2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に問題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。
- 2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額 - 受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。24年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業、工業用水道事業の法適用企業2会計と簡易水道事業、下水道事業、今立工業団地事業の法非適用企業3会計すべてが資金剰余の状態であり、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となり、経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないことが認められる。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業の内容を見てみると、水道事業が12億728万円(-71.9%)、工業用水道事業が1億2,640万9千円(-344.0%)、簡易水道事業が1,191万4千円(-62.1%)、下水道事業が243万5千円(-0.3%)の資金剰余となっている。また、今立工業団地事業特別会計については、24年度で廃止し、資産(土地7,638.83㎡)1億5,188万5千円は一般会計に引き継いだ。公営企業会計の各事業が提供しているサービスは、市民生活にとって欠くことができない重要なものであることから、今後とも、経費の節減と計画的な財政運営によって経営の安定化に努められたい。なお、資金不足比率の内訳は第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の内訳

(単位:千円・%)

区分		資金剰余額	事業規模	資金不足比率	
公営企業会計	法適用	水道事業会計	1,207,280	1,678,950	-71.9
		工業用水道事業会計	126,409	36,751	-344.0
	法非適用	簡易水道事業特別会計	11,914	19,191	-62.1
		下水道特別会計	2,435	797,473	-0.3
		今立工業団地事業特別会計	151,885	151,885	-100.0

(参考資料)

23年度決算に基づく福井県内市町等の健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業 資金不足比率
福井県内	福井市	- (11.25)	- (16.25)	10.9	106.9	-
	敦賀市	- (12.76)	- (17.76)	9.4	36.9	-
	小浜市	- (13.52)	- (18.52)	13.3	112.8	-
	大野市	- (13.32)	- (18.32)	8.1	34.1	-
	勝山市	- (14.08)	- (19.08)	10.7	72.6	-
	鯖江市	- (12.87)	- (17.87)	12.6	43.7	-
	あわら市	- (13.65)	- (18.65)	12.4	67.7	産業団地 11.9
	越前市	- (12.54)	- (17.54)	12.4	107.4	-
	坂井市	- (12.31)	- (17.31)	13.0	97.1	-
	(9市平均)	-	-	11.4	75.5	-
	永平寺町	- (14.34)	- (19.34)	14.1	65.2	-
	池田町	- (15.00)	- (20.00)	11.5	13.8	-
	南越前町	- (14.61)	- (19.61)	15.6	49.5	-
	越前町	- (13.54)	- (18.54)	12.7	81.2	-
	美浜町	- (15.00)	- (20.00)	14.4	79.7	-
	高浜町	- (15.00)	- (20.00)	12.3	-	-
	おおい町	- (14.75)	- (19.75)	5.8	-	-
	若狭町	- (14.29)	- (19.29)	16.5	158.8	-
	(8町平均)	-	-	12.9	56.0	-
(市・町平均)	-	-	12.1	66.3	-	
全国	政令市(平均)	-	-	12.1	162.1	-
	市区(平均)	-	-	8.9	46.5	-
	町村(平均)	-	-	11.7	37.6	-
	全市区町村(平均)	-	-	9.9	69.2	-
福井県		-	-	17.5	204.6	-
基準値)	財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	-	20%以上: 経営健全化団体
	早期健全化基準	11.25～15.00% 以上	16.25～20.00% 以上	25%以上	350%以上	
	起債許可基準	2.50～10.00% 以上	-	18%以上	-	10%以上: 起債許可事業

(平成24年11月30日総務省資料より)

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。  
 2. ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。  
 3. 実質公債費比率は21年度から23年度までの3ヶ年平均  
 4. 福井県内の平均値は単純平均値で、全国平均値は加重平均である。